

斯クニ我國、一志ニ片水準堅持、爲替政策、更ニテハ戰時下ノ國策經濟

政策ニトリ、重大ナル障碍ヲ招來スルニ至リ。

(4) 敵側、宣傳謀略ノ具供セラルニ至レルコト

上海ヲ中心トル日本圓、價值低落ヲ以テ、日本ノ經濟力乃至國力、低下、環ナリトナシ、蔣政権、抗戰意識昂揚、爲、宣傳、眞ニ利用シ、或ハ我が方ノ金融經濟諸工作ニ對、太ヒ妨害策トシテ乃至謀略、手段ニ利用スル等現實、經濟取引、上ニ於ケル具体的影響、外、現地民衆特ニ一般、支那人ニ其ヘタル心理的影響、モ見逃シ得ホルモノアリ。

#### 四 円相場低落、對策

以上、如キ円相場、低落ト之ニ伴フ悪影響、防止ニ關シ、現地關係機關ニ於テ、内地及北支等ノ關係當局ト連絡、上、對策ヲ考究夫<sub>措置</sub>、右措置ニ當リテハ、目先、円相場低落ニ對スル應急的臨機的對策、實施意ヲ致スト共ニ、斯ニ情勢ヲ招来セレムニ至リシ根本原因ヲ探究シ、抜本舉根的對策、樹立、計慮、セラレタリ。

斯<sup>クシテ</sup>措置サレタル對策、主ナルモノヲ擧<sup>グ</sup>レバ左ノ如シ。

第一 應急的對策（註）

(1) 現地ニ於ケル円札、放出制限ト回収、復進。

前述ノ如ク圓價值低落ノ原因ハ、何トニテモ現地ニ於ケル円札（日銀券ヲ初メ鮮銀券等ヲ含ム）流通量過剰ナルニ因ル所大ナルヲ以テ、現地ニ於ケル円札ノ放出ヲ抑制スルト共ニ回収ヲ促進スルヨト急務タリハ、諭ラ俟タズ、其ノ主ナル措置左ノ如シ。

(1) 日本、滿洲、北支<sup>ニ</sup>等ヨリノ円札流入阻止

(1) 朝鮮銀行上海支店ニ於ケル鮮銀券ノ受入制限ト一般邦人銀行ニ於ケル受入停止。

當時鮮銀券、朝鮮銀行上海支店ニ於テハ勿論他邦人銀行ニ於テモ、日銀券ト之交換或ハ預金爲替<sup>シテ</sup>無制限ニ受入ラナシ未リタル處（他邦人銀行ニ於テハ結局之等受入鮮銀券ヲ朝鮮銀行ニ持<sup>ム</sup>ミテ円資金ト交換セルモノナリ）十二年五月以降大藏省、指示<sup>29</sup>

基 朝鮮銀行上海支店ニ於テハ左ニ該當スル場合ノ外鮮銀券ノ受

入ヲ為サザルコトトスルト共ニ他ノ邦人銀行ヨリノ受入ヲ停止セリ

(結局他ノ邦人銀行ニ於テハ一般ヨリノ受入ヲ停止セリ)。

○旅行者ノ使用残額ニシテ已ハラ得サルモノ(日銀券ト交換)

○日滿北支向円建送金爲替ノ代リ金トシテ受入

○長期貯蓄的預金ノ受入(日銀券ニヨル拠出ヲ認ム)

以上措置、結果朝鮮銀行上海支店ニ於ケル鮮銀券ノ受入高ハ一日  
四五萬円程度ト制限前ニ比シ四分之一減シタリ。然ニ乍ラ上海  
ニ於ケル鮮銀券ハヨリ結果價值低落ヲ來ル。日銀券トノ間三百円  
ニ付五十美乃至二円五十美ノ打歩ヲ生ジタリ。

○北支ニ於ケル南方法幣ノ流通禁止(十三年六月)

(一)及(二)措置、實施ニ依リ北中支間、鮮銀券、南方法幣(所謂南方  
券)聯銀券ヲ通ズル銷取リノ經路ハ一應遮断セラレタリ。

(三) 百圓券使用ノ抑制

百圓券ハ携帶便利ニシテ大口取引ハ密取引利用セラレ弊害ナルヲ以テ財務官ニ於テハ十三年八月以降行人銀行ノ百圓券拵出ヲ禁

止セリ(註二、三)

(四) 内地ニ於ケル日銀券及圓資金ノ持出制限

當時為替管理法上我國ヨリ外國(支那ヲ含ム)ニ對シ自由ニ現金ヲ持出し又ハ圓送金ヲ為シ得タル限度ハ(1)旅行者ノ旅費トシテ現金一千圓及為替一千圓合計二千圓(2)外國滞在者ニ對スル生活費トシテノ送金一千圓(3)其他ニ事由ニ依ルモノ一年一千圓ト相當實大ナ

リキサレバ幣管理法ニ違反シ密輸出スル者ハ鬼毛肩右制限以内ニ於テモ當時一ヶ月以内又乃至二萬人ト算セラレタル中支向旅行者ノ數ヨリ推シ相當多額日銀券及圓資金が中支ニ流入シ得タル次第ニテ之ガ制限強化方々現地當局ニ於テ早クヨリ強ク要望セラレタリ。然ルニ(一)及(二)ニ付テハ遂ニ十四年六月迄其ノ儘据置ケレ(註四、五)旅費

又生活費ス外ノ事由ニ依ル送金限度ハ十二年十月三日至リ百圓

下ゲラルルト共ニ百圓券ノ輸出ノ持造ガ許可事項トセラレタルノミナリ。

(四) 邪人銀行ノ貸出制限

邪人銀行ノ一般貸出ニ付テハ從來制限ナカリシ處、大藏本省ノ指示ニヨリ十三年六月以降、一ロ五萬圓以上、新規貸出ノ貸付手形割引當座貸越等ヲ通計ハ大藏本省ノ承認ヲ要シ、一千圓以上五萬圓未滿ハ財務官ノ許可ヲ要スルコトトセリ(註五)。

尚圓賣法幣賣トナレバキ貸出ハ限度以下ナリトモ之ヲ許可セサル方針ヲ採ラレタリ。

因ニ右ト同時ニ法幣貸出ニ付テモ一ロ五萬圓ヲ限度トシテ圓貸出ト同様ノ制限ヲ設ケタリ。

(五) 財蓄獎勵、公債購入勸奨

十三年八、九月、支ニ於ケル支那事變公債ノ現地賣却額約十五萬圓

=上レノ。

(2) 内地等ヨリノ物資ノ輸入

物資ノ輸入ニ依リ一面圓(円札及円資金)ノ回収ヲ圖ルト共ニ、他面居留民等ノ外國當上產品等購入ノタメ、円賣法幣買ヲ抑制セント企圖スルモ、内地ノ物資帶給狀況等ノ關係上大ナル效果ヲ與チ得ルニ至ラザリ。

(3) 円ノ需要ニ對スル制限

円相場ノ低落ニ依リ、此ノ割安ナル現地円ヲ利用シテ、對日為替、支拂等ニ充當シ、其ノ他面白カラザル影響ヲ招來シ居ルコトニ付テハ既述、如ナルが、斯ル日銀券及円資金利用ノ途ヲ封ズルコトモ亦円相場低落對策上重要ナル意義アリタリ。

(4) 邪人銀行、外人銀行ニ對スル円ヲ對價トスル円為替賣却ノ停止(十三

年六月)

本措置ニヨリ外人銀行ハ自己勘定ヲ次テ或ハ顧客ニ對スル賣為替ノカバー<sup>ナシテ</sup>、日銀券(又ハ円資本)ヲ以テ邪人銀行ヨリ日本向為替<sup>ナシ</sup>購入<sup>スル</sup>不可能トナリタル為、外人ノ關スル限り円安ヲ利用スル上海

ヨリ又ハ上海經由日本向送金ハ抑制セラルコトナリ。

(四) 日本ニ於ケル日銀券輸入制限

從未上海等ヨリ内地ニ日銀券ヲ輸入スル付テハ何等ノ制限ナク、斯クテ現地ニ於ケル日銀券ノ需要ヲ喚起シ、内安利用ヲ助長スル傾向ニアリタルモノナルガ、コノ最大ノ日銀券ノ需要ヲ封<sup>スル</sup>爲、十三年七月以降邦人銀行ニ依ル日銀券ノ内地向現送ヲ禁止セリ。

次<sup>六</sup>一般旅行者ニ依ル携帶輸入ノ制限方針テモ、現地側ヨリ中央當局ニ對シ措置方再三要望セルガ、此ノ方ハ實現<sup>シ</sup>遲レ十四年六月ノ爲替管理法改正(七月一日實施)ニヨリ漸<sup>シ</sup>實施ヲ見タリ(註六)。

斯クテ中支其ノ他外國ニ在ル日銀券ノ内地等ヘ、自由還流、途ハ一應切斷セラレ、円安利用ヲ防止スル上ニ大ナル效果アリタリ。尙前記銀行ニ於ケル百円券ノ支拂制限セ、日銀券ノ需要(利用)ヲ抑止スル上於テ效果アリタルハ勿論ナル。

## 第二、根本的対策

當時円價值低落ニ對スル根本的対策トシテ考究セラレタル貝具体案中主ナ  
ルモノハ現地、円價值ヲ一志三片、水準迄引上ケルコト、(ニ)現地ニ在ル日銀  
券(円資金)ヲ全部回収スルコト、(三)現地、円ヲ封鎖シ内地、円ト別個ノモノト  
シテ内地等トノ交流ヲ停止スルコト、三者ナリ。然ルニ第一案ニ依ルトキハ為  
替管理、貿易管理等の施行困難ナル現地、實情ニ鑑ミ、結局一志二片  
基準ニテ無制限ニ外貨ノ賣應ジラ為ス外ナク、斯ル措置ハ我國ノ為替政  
策上不可能ナルコト、(又)第二案ニ依ルトキハ、日銀券(円資金)回収後之ニ代ル  
ベキ現地通貨ヲ必要トスルモ、中支ハ北支ト異リ、國際關係其ノ他ノ事情ニテ  
直ニ新通貨工作ヲ推進スルニ付困難ナル狀況ニアリ、斯クテ結局第三案  
落付カザルヲ得ザルコトトナレド。

而シテ第三案ニ依ルトシテ現地(中支後ニ中南支)限り、内系通貨ヲ發行使用ス  
ルニトニ關シ、中央ニ於テハ最初、特殊日本銀行券ノ發行案考ヘラレタルが、結

(1) 特殊日銀券發行案

十三年七月頃中央(大藏省ヲ中心トス)ニ於テ考ヘラレタル一、理想案ニシテ

日銀券ニ現地限り通用スルモノタルヨドノ表示ヲナシ之ヲ以テ中支ノ円系通

貨ヲ統一セント入ルモノニテ同安本ノ骨子左ノ如シ(註七)

(1) 日銀券ニ上海又ハ中支ノスタンアラ押捺ヒテ發行ス(以下之ヲ「特殊

日銀券ト稱ス)

(2) 中支方面ニ流通スル日銀券ハ特殊日銀券ヲ以テ面收ス

(3) 特殊日銀券ハ外地ニ於テハ日銀券等ト交換セバ

(4) 内地等ヨリ持込ノ日銀券等ハ上海ニ於テ特殊日銀券ト交換セレバ

(5) 軍票ハ一円以下ノ小額券ハ流通セレバ五円券以上ハ特殊日銀券ヲ又

テ之ニ代ヘシム。

右中央案ニ對し現地當局トシテハ軍票ノ印刷不足等ヲ補備セシムが為ノ  
措置ナラバ鬼モ角、軍票ヲ漸次普及流通セシメントシ少アル折柄更  
異種、通貨ヲ發行流通セシベルハ通貨金融上更ニ大ナル混亂ヲ惹起スル

處アリトシテ贅意ヲ示サズ結局實現スルニ至ラザリキ(註八)。

(2) 軍票ニヨル現地内系通貨ノ統一、

第三節ニ記述、如ク、軍ニ於テハ上海以外ノ地域ニ於ケル支拂ニハ漸次軍票使用範圍ヲ擴張シ日銀券ノ使用ノ極力節減シ未リタルトコロ、上海ニ於ケル円樹場低落ニ對處スル根本的對策トシテ、且ツハ長期戰ノ段階ニ進ミタル支那事變ニ對應スル現地通貨對策トシテ、陸海軍、大藏省等現地關係機関ニ於テ協議決定セントコロハ、中支ノ円系通貨ヲ軍票ニヨリ統一スルコトニ即チ軍票ヲ以テ中支ノ一般通貨トナレ、日銀券等ノ所謂圓系通貨ハ漸次中支ヨリ回収セントスルモノナリ。而シテ第一段階トニテ上海ヲ除ク中支占據地ニ付實行スルコトトレ、十三年九月現地ノ意見ヲ取纏メハ註九)十月中央ノ手續ヲ了ヘ十一月一日ヨリ實施ヲ見タリ。此ノ所謂中支軍票一色化ノ具体的諸工作ニ付テハ次章ニ於テ詳述スベシ。

(註二)

中支那ニ於ケル本邦通貨ニ對スレ措置

(昭和一三・六・一  
現地連絡會議決定)

中支那ニ於ケル本邦通貨、現狀ニ於テ、外貨賣却ニ依ル法幣資金、調達ヲ避ケ、軍票ヲ併用シ、内貨、値維持ヲ圖リシツ、已ハラ得ケル限度ニ於テ、本邦通貨ヲ使用セニガ為、左記各項ノ措置ヲ講スル、要アルモノトス

記

一、内地ニ於テ措置スベキ事項

(一) 本邦通貨一面收並、値維持ヲ圖リ、為對中支輸出機関ヲ設ケル等、内滑ニ本邦物資、中支ヘ供給組織ヲ整備スルコト

(二) 上海ニ於テ外國品購入制限ヲ為サシムニ為内地通關、關稅ヲ賦課スルコト

(三) 本邦於在外國銀行付上海於ケル外國銀行操作ヲ嚴

監視スルコト

四 日滿北支ヨリ上海ヘ、本邦通貨、流入ヲ阻止スル為、適功ナル措置ヲ講ズルコト

二、北支ニ於テ措置スベキ事項

一 北支ヨリ中支ヘ、本邦通貨、流入ヲ阻止スル為、適切ナル措置ヲ講ズルコト

(二) 法幣ト金円トノ等価交換ニ付考慮スルコト

(三) 北支向中支製造品(紡績製品等)、代リ金支拂ニ開シ、成ルベク北支製造品口充当スベキ様努ヘルコト

(四) 北支ニ於テ中國聯合準備銀行が交換ニ依リテ得タル法幣ヲ至急中支ニ送付シ之が处分、中支ニ委任スルコト

三 中支ニ於テ措置スベキ事項

一 本邦側ニ於テ措置スベキ事項

(1)

外國物資、購入並對外佛ヲ抑制スルコト

軍人軍屬ニ對シテハ軍ニ於テ統制シ、居留民ニ對シテハ總領事館及財務官事務所ニ於テ、民團、商工會議所等ヲミテ実施ニ当ラシム

（2）邦品、使用獎勵（外國品使用、抑制）

（3）邦商、外國品取扱、制限（宜撫班等ニ之ニ準メ）  
邦品、価格取締（領事、憲兵ヲミテ之ガ取締リニ當ラシムコト）

（4）軍人居留民等邦人、貯蓄獎勵

興地及日滿北支ヨリ上海ヘ、本邦通貨流入ラ嚴重ニ取締ルコト

（5）本邦通貨回収、促進ラ圖ルコト

（6）本邦物資、配給機構ニ整備統制スルコト

軍、總領事館及財務官事務所ニ於テ商工

40

2072

會議所等ヲ指導シ実施スルコト

(口) 野戰郵便局及本邦銀行此張所、增加並事

務擴充ヲ圖スルコト

軍人總領事館及財務官事務所協議、上適

當方法ヲ講マルコト

(ハ) 軍人並居留民の預金及内地送金ヲ獎勵スルコト

(口) = 準メ

(二) 本邦向送金手數料及本邦ヨリノ被仕向送金手數料ヲ低減セシムルコト

財務官事務所ニ於テ郵銀ヲ指導実施スルコト

(4) 外貨（本邦通貨ヲ含ム）貢卸依リ法幣資金、調達ヲ制限スト共ニ物資、貢卸等ニ依リ法幣獲得

方法ヲ講マシムモ、已ム得ザル場合互に方法ニ依リ

軍票若クハ日銀券ヲ使用セシムルコトトシ、軍人總領

事館財務官事務所於民國商工會議所等

ヲ指導シ其ノ円滑ナル使用ヲ圖ルモノトス

(1) 邦人、金用使用

(2) 土產、金向ニ依ル買付

(3) 軍立邦人、使用人等ニ對スル金円拂

(4) 中支復興為ニスル諸新設會社、金円使用

(5) 本邦側銀行ヲ統制シ相互ニ緊密ナル連絡ヲ保持ス

\* 本邦通貨、価値維持ニ付協力マシムコト（貸出制限等）

主トテ財務官事務所於天銀行ヲ指導スルコト

(1) 維新政府ニ於テナスベキ事項

公祖公課、本邦通貨ニ依ル徵收ニ付考慮スルコト

維新政府官吏、使用人、俸給、給料其、他、支出

一部、本邦通貨ヲ充當ト

錢社其代金融機関、取引の勵行、通貨の不當な  
ル貿買ラ抑止スルコト

(註三)

西円券、使用抑制方ニ關スル件

昭和十三年八月二十四日

財務省理部長宛

在上海駐支財務官事務所

頭書一件、閣ニ今般当地本邦系銀行ノ別紙(註三)通り  
通知致候モ之ヲ趣旨徹底、為ニ軍當局、御協力ヲ賜ハシ要  
アリト存ダレ候間可然御援助ノ程及御依頼候也  
尚本件ニ閣ニハ大藏本省ヨリ貴本省ニ對ニテハ既ニ諒  
解済ニ有之候付申添候

(註三)

百円券、使用抑制方=肉スル件

昭和十三年八月二十四日(財銀第4號)

邦人銀行宛

駐支在務官事務所

爾今予金拂戻貸出等銀行ヨリ現金拂<sup>支</sup>ラ為ス場合ニ於テハ百円券ハ之ヲ使用セズ小額銀行券又ハ小切手ヲ以テセラハル様嚴ニ御指置相煩度。

尚軍関係又ハ銀行間決済等特殊事由ニ鑑キ百円券ラ使用入ル、要アル場合ニ之カ金額、便途事由等ラ記シ豫、当事務所、承認ラ受ケラレ度。

追而毎週月曜日現在、手持銀行券、金種別調ラ翌日中ニ当事務所ニ提出セラヒト事

(註四)

為替管理法ニ基ク旅費及生活費、自由携帶

(送金)限度、左如テ逐次引下シタリ

一 旅費

昭和十四年七月 五百円(現金及為替ヲ通算)

昭和十六年四月 五百円(但シ其内現金八百円)

生活費二ヶ年ヲ通シ

昭和十四年七月 五百円

昭和十六年四月 三百円(但シ其他所要充當スルモ  
ナシ)

(註五)

邦人銀行貸出制限、十五年一月次、如テ改定セラレタリ  
一口軍票 三千万円、法幣五十万元以上、大藏省  
ヲ承認ラ要、其以外ハ總テ財務官許可ヲ要ス

(註六)

為替管理法上内地ニ於ケル旅行者ニ依リ日

銀券輸入制限五、如シ

十四年六月以前

制限五

十六年四月以降

二百円迄

(但二百円券ヲ含ム)

(註セ)

特殊日本銀行券發行ニ關スル件照會

昭和十三年七月三十日(經主發第五三三號)

中支那派遣軍經理部長宛  
陸軍省經理局主計課長

中支那方面特ニ上海附近ニ於ケル日本銀行券、流出膨張ニ伴、  
圓價軟弱、現況ニ顧ミ、諸種ノ對策ヲ講ゼラレシトハ御承知  
、處、目下大藏省ニ於テハ之ガ一對策トニテ特殊日本銀行券  
發行入出件ニ關ニ、研究中ニテ貴地駐在同省財務官ラシテ

調査セシノアリ趣就テハ左記案ニ同官トニ連絡、上至急御

意見承知致度

左

記

- 一、現日本銀行兌換券ニ「上海」又ハ「中支」ノスタンダラ押捺シ登行ス（以下特殊日銀券ト假稱ス）
- 二、中支方面ニ現ニ流通、日本銀行兌換券ハ特殊日銀券ラニテ回収ス
- 三、特殊日銀券ハ外地ニ在リテハ日本銀行兌換券其他、通貨ト、交換ハ一切行ハズ
- 四、内地ヨリ携行スル日本銀行兌換券（其他、通貨共）ハ上海ニ於テ特殊日銀券ト交換セシム
- 五、單票ハ一角以下、小額券ハ從來通りトシ、五円以上ハ特殊日銀券ヲ以テ之ニ代ヘシム

(註八)

特殊日本銀行券發行二閱スル件田答

昭和十三年八月十三日（中支經主<sup>第六一號</sup>）

陸軍省主計課長宛

中支那派遣軍經理部長

各月三十日經主發第五三三號首題一件左記、通田答ス

左記

一 判決

中支一帶特殊日銀券制度ヲ実施スル、理想トシテ可イル  
モ金融上、混亂ヲ惹起スル虞アリ

軍用手票、印刷不足ヲ補備セニガ為、使用、可ナリ

二 理由

1 特殊日銀券、長短所

（1）長所

（1）特殊日銀券、内地金円ト、連絡ヲ断絶ゼラル結果

内地及当地ニ於ケル為替政策乃至金對策が  
從來、如ク直ニ他、一方、金紙面值ニ影響スルコト  
ナニ。

(1) 軍票ニ對スルヨリモ、本件ニ對スル支那人乃至外人、  
信賴ハ大ナシベキヲ以テ流通及交換容易トナセバニ。  
偽造ヲ或程度防止スルコトヲ得。

(2) 短所

(1) 日銀券ヲ特殊化スル事キハ、之カ価値維持ニ万全、策  
ラ講ゼサル時ハ忽チ内地金円ト、間ニ格差ヲ生ジ延  
テ日銀券全体ニ對ニ國策的信用ヲ害スル虞アリ。  
(2) 軍票ハ戰後之回収整理、場合政治的考慮ノ餘  
地ヲ存スルモノ本制度ニ依ルトキハ、日本銀行ニ於テ其ノ  
負担ニ依リ等、此ヲ以テ回収整理ヲ為サズ可ラス。  
(3) 中支ニ於ケル我方通貨(軍票共)金部ヲ據シ特筆

銀行券ヲ以テ換タルトキハ上海方面於テハ太ナル金融  
混亂ヲ起シ銀行政取付預金引出ラ生ゼシムル虞  
大ナリ。

又軍用シテ現在軍票代用券トニテ長短

(1) 長所

紙質体裁共三軍票ニ比シ良好ナリ以テ信用増大  
シ流通良好且偽造ヲ防止スルコトヲ得。

(2) 短所  
在庫品豈富ニシテ補給容易ナリ。

(1) 現軍票漸ク普及徹底セニメタルニ再ニ之ヲ交換  
田收スル不適當

事變地内ニ日本銀行券、軍用銀行券、軍用手  
票等數種の貨幣流通スルコトナリ其ノ間ニ打歩

取引行ハルニ至ル

三處置

(1) 現軍票發行能力勘定場合ハ已ハラ得ズ

軍用日銀券ヲ地区的ニ使用シ、遂次同地方ノ軍票ヲ回収シ  
他地区ニ補給ス。

(2) 軍用日銀券ハ左、如ク標示ヲ為シ普通券ト、識別ヲ明

瞭ナラシム

軍  
用

裏

軍  
用

(3)

軍用日銀券(軍票共)、価値維持及之が流通策左、如

(1) 奥地ニ於ケル物資供給ヲ豈富ナラシテ現地取引ヲ獎勵

入ルコト

(2) 正當、理由ニ依リ日銀券ト、交換ヲ必要トスルモノ、ニ一定

制限、下ニ日銀券ト、等価交換ヲ認ム

(3) 軍用日銀券ニ依ル内地送金、正當、理由アル場合ニ限リ  
一定制限下ニ日銀券ト、等価ニ之カ送金ヲ取扱フ。

二 軍用日銀券建預金口座ラ銀行ニ新設シ、日銀券全様

利子ヲ附ス、但シ本口座ヨリノ日銀券引出及送金ハ「口」ハ

場合外之ヲ禁止ス

ホ 海軍及地方側ニ於テ之軍用日銀券ニ依ル如フ中央部

ニ於テ統制強行セシムコト

現地ニ於テハ勿論之ヲ促進セシムモ其效果充分アリ。

四 本案ニ就テハ現地久保財務官トモ連絡済ナリ。

(註九)

軍票流通並其價值維持為對策

(昭和一三、九、二一  
現地連絡會議決定)

中支作戦地域ニ於テハ日銀券ニ替ヘ一般ニ軍票ヲ使用スル為其  
流通ラ円滑ナシムルト共ニ之ヲ価値維持ニ遺憾ナカラシハ

處置

其一 軍票・日銀券交換等、取扱手續案

自由交換トス

第一 日銀券・軍票換

第二 法幣・軍票換

一、上海以外、奥地ニ於テハ軍、支拂、勿論。我方諸機關、銀行會社等、支拂モ一切軍票ヲ以テスルヨクトナルヲ以テ一般邦人モ亦之

ニ協力スベキハ勿論ナルガ、之が收納之一切軍票ヲ以テスルヨウ工作

入ルコトハ軍票、価値維持上最元必要ナリ。即ケ軍又ハ領事館

諸收入金ニ加ヘ相稅、鉄道、通信、水道、電氣具、他物資配給機関宜換取引入等、總テ軍票ヲ以テ收入入ルモノトシ。法幣所持

者ハ之ヲ軍票ニ交換セシノ支拂ニハルヲ原則トス。

二、法幣・軍票ト、交換率ハ大体上海、日銀券相場ヲ標準ト

三、為替委員會(後記)ニ於テ決定シタルニ依セコトトス。

(差当法幣面口對軍票九ヨクスルエト)

三、交換率ニテ金融機關、物資配給機関、シテ行ハシムニ之

万円滑ラ期スル為經理部特務機關酒保等於テモ行フモノトス。

四、法幣軍票換計画八別設クル軍票特別資金ニ帰属セシハルモトニ各地ニ於テ交換回収ニテ諸機関ハ回收法幣ヲ最寄金融機関ニ送置（金融機関ハ法幣ト引換ニ軍票ヲ支拂）金融機関之ラ上海ニ送付ニテ軍票特別資金ニ拂込代リ軍票資金ニ交付ヲ受ケルモトス。

一定相場にて法幣ラ軍票ト交換スルコトトスレバ、支那人間ニ或ハ之ヲ攬乱スルガ如キ閻取引ラ為スモ、テキニ非ワルヲ以テ支那人が銀行業務ラ營ハ勿論、錢莊両替商ラ開設スルニ許可ラ要スルコトトシ、維新政府ラニテ之ニ関スル法令ラ發布スル、申請ラ方ニ於テ審査ニ交換率恪守報告等、義務ラ負ハシメテ許可スルコトトス。

尚要スレバ（經首覺此）、行為ヲ制スベキ法規ラ公布スルコト。

第三 軍票白銀券換

許可方針

(1) 軍票ニ依ル本邦向送金(北支 満州向乞全様)

普通用

一 一ヶ月百圓以下ハ許可ヲ要セズ

(2) 軍人軍属八月收額(數ヶ月分ヲ纏メル可)以内、無條件

許可ス

(3) 石限度ヲ超ヘルモテ出張引上郷里送金等ニシテ事情

正當認ヘルモハ許可ス

(4) 物資購入用

(一) 其地ニ不足シ居ル生活必需品、建設材料、寛太<sup>二</sup>許

可スルト

二 日本商品<sup>就</sup>、寛太<sup>二</sup>許可シ、第三國商品<sup>付</sup>ハ

制限<sup>スル</sup>コト

数量ハ其地、狀況ニ照ニテ過多トナラザル様注意スルコト。

(四)(三) 単価ハ一般市価比シ不合理ナラザル様注意スルコト。  
(五) 取組予定期、余リ遠キニ亘ラズルコト

(六) (七) (八) 許可、有效期間ヲ許可後例(年月日トス)

一口、金額一万円ヲ超エルモ、ハ許可、都度許可機関ニ於テ  
其、要領ヲ取組、依頼セラベキ銀行宛通知スルコト。

一ヶ月百円以下、取組、場合ニ、許可ヲ要セズ

軍票ニ依ル上海向送金

(九) 普通用物資購入用前項ニ準ス

一日銀券ニ換ヘタル上法幣買ラ為スベキアヒラシテ注意ヲ要ス

(十) 興地六日銀券ヲ全ク置カズル建前ナレバ興地ニ於テハ交

換セズ

單ニ兩替許可証ヲ發給スルニ止メ實際ニ兩替ハ上海ニ

アラサニム。在ニ斯ノ場合、軍票ヲ興地へ残ス意未

56

二六ナルベク銀行送金制度、利用シハ

(三)内地販還部隊及隊員、所持スル軍票モナルベク送

金・ヨラシムルヲ可トスルニ、部隊、都合ニ依リテ、内地ニ於

ニ日銀券ト交換スルコト。

(四)上海出張、軍人軍属八百円以下、許可ヲ要シズ。

(五)在上海軍票受入、指定商制度、存續セシム。

## 二 事後審査

商業用、需用ニシテ、一〇二万円以上モハ其輸入又ハ買付ヲ為シタルキ其事実ヲ為替取組銀行経由報告セシムコト。

## 三 申請及許可手續

申請者、許可願正副二通ヲ許可機關ハ「正」  
許可旨、表示シテ申請者へ返還、副手許、留ハ。申請者  
正ラ以テ取扱機関(郵政郵便局含ム)ニ請示、取扱機関  
正ニ取扱済、旨及其实、返還記入シ、大蔵省財務官事務

所(日銀事務所全由)へ送付入。

様式別紙、通リ。

#### 第四 許可機関

一、許可方針及重要事項ヲ決定スル者、大藏省財務官事務所  
陸海軍經理部、同特務部、軍事郵便機關、總領事館、日  
銀正金ヨリ委員ヲ出シ為替委員會ヲ組織入。

二、(1) 上海 許可事務ハ大藏省財務官事務所、於テ執事ト  
但シ軍人軍属ニ開スルモノハ陸海軍經理部、出納官吏ヲ  
令シ、於テ取扱フコト。

(2) 興地 許可事務ハ現地陸海軍經理部、於テ執事コト。  
主要都市ニ於テ經理部十キ場合ハ憲兵隊、特務機關ヲ  
以テ之ニ充シコトヲ得。

註 許可シタル送金又ハ兩替、金融機關(銀行、外郵便局ラ  
合)ニテ取扱ハシテ宜上陸理部又、軍艦内ニ取扱フ

トナリヘニ之ヲ為、國地主軍都ニ銀行支店出張所又

派出所等ヲ増設スルコト

## 其ニ 軍票特殊資金設置要綱案

### 一 目的

軍、歳出入関係ヲ取引ニ要スル軍票、供給ヲ円滑ニシ且  
法幣回収其、他当面、通貨政策、遂行ヲ容易テラシムニ在  
リ。

### 二 運用種類

(1) 日銀券、軍票換

日銀券、軍票換、本資金ヲ通スルコトトス

(2) 軍票ニ依ル法幣回収及回収法幣、外貨換(又、日銀券換)

(3) 金銀銀貨ニシケル貨、銅貨、買上及此等、處理(押收ニ  
タル敵産除外)金銀銀貨補助貨紙幣等モ本勘定ヲ以テ  
整理スルヲ適當ト認ム、ハ、本勘定へ有償譲渡ヲ受  
クルコト。

### 三、資金額及設置方法

金額ハ二百万乃至五百万円程度トシ、其支出方法ニ付テハ別ニ考究ス。

### 四、運用擔當者

運用事務ハ適當ナル金融機關ラニテ 擔當セシム  
其三、奥地ニ軍票ヲ円滑ニ流通セシムル為ニ事務組織案  
軍票、現地保管

中支派遣陸海軍、使用スル軍票ヲ支障テク供給シ又焉損耗  
ヲ引換ヘ（軍票流通上持ニ必要ナリ）其、他円滑ニ良需ニ應  
セシムル為ニ主要各地ニ銀行支店ヲ設置シ之ニ相當量、軍票  
ヲ常時保有セシムコトヲ必要トスベシ。之カ為日本銀行、政府ヨリ  
預入セシタル軍票、大部分ヲ上海其他中支各地ニ於テ保管、  
隨時軍民、需要ニ應シ得ル様措置置セシムコト。内地ヨリ上海ヲ經  
由セシムテ、出動也、部隊及軍艦、急々自銀慶島支那其他  
市、港、河口在代理處ニ軍票預金ヲ置シト。

日本代理店

上海及中支各主要地、銀行支店ラ日銀代理店トニ代理店予

金トニテ軍票ヲ保有セム。

右代理店ハ日銀本店、通報トシ事實上、統轄事務ハ日銀上  
海事務所之三當。右ハ當分ノ中正規、代理店トナ次第時代  
理店シテ支那事變中及其直後、應急措置トスルニ立  
將來、恒又約代理店ハ既得權トコラズル様注意スルコト

三、軍票ニ依ル一般銀行業務

興地金融機関ラニテ軍票ニ依ル一般銀行業務ラ營ロムコトヲ許  
特ニ軍票ニ依ル送金及預金、般役ヲ勵獎スルト  
軍票預金之有利子トスペキラ以テ之ガ運用ニ付銀行ニ便宣ラ供

與人立下

（軍票ニ依ル國債投資認入）

（要スル、日銀ヨリ買戻條件付ニテ賣却入）

(2) 銀行が中支ニテ保有スル軍票預金引当ニ内地店ニ對シ曰  
銀ヨリ短期資金利用、便ラ與フ

ガ如キハ其ノ例イリ

奥地銀行支店出張所派出所、増設

既設店舗、外ニ奥地主要都市(軍駐屯地又倉ニ)ニ本邦銀行、  
支店出張所派出所、増設予定計画ヲ樹テ、軍事上、必要ア  
ヒモノハ設置ラ命シ、其他モハ各行、申出ニ依リ設置ラ認

可不可ト

(別紙様式略)